

保険金請求権不存在確認等  
請求事件に関する資料  
(上柳委員提出 その1)

神戸地裁司法記者クラブ 各位

同 民放記者クラブ 各位

同 報道関係者 各位

2007年3月20日

アイフル被害対策全国会議

代表 弁護士 河野 聡

事務局 弁護士 辰巳 裕規

(連絡先 神戸合同法律事務所

電話 078-371-0171・FAX078-371-0175

URL:<http://www.i-less.net>)

## 記者会見の申し入れ

1. アイフル被害対策全国会議では、下記の日時において、アイフル及び明治安田生命を被告として、保険金請求権不存在確認等請求事件を提訴致します。提訴後、神戸地裁司法記者クラブにて原告とともに提訴記者会見をしたいと思います。

取材方よろしくお願いいたします。

日 時	平成18年3月23日(木)
時 間	午後1時00分ころ
場 所	神戸地方裁判所

2. 訴状は別紙の通りです。概要は、
  - ・アイフルを初めとする大手消費者金融は債務者を被保険者とする「消費者信用団体生命保険」に加入しており、債務者の死亡(自殺を含む)などがあつた場合には、「残債務」相当額について保険金が貸金業者に支払われます。
  - ・しかし、他人の生命に保険をかける場合には、被保険者の同意が必要です(商法674条1項)。勝手に自分の命に保険をかけられないという人格権保護のため、あるいは犯罪・賭博の防止などのためです。
  - ・しかるにアイフルはじめ消費者金融では金銭消費貸借契約書内に他の約定とともに小さな字で被保険者になることに同意する旨を承諾させられています。契約時には店頭でも自動契約機でも保険に入る旨の説明はありません。しかも、何処の保険会社にどのような内容の保険にはいるのかについては契約書を見ても分かりません。
  - ・そもそも多重債務を理由とする自殺者は年間8000人もいます。そして利息制限法を超える高利の貸付に生命保険がかけられている仕組みは命を担保に法

律超過利息を回収するものであり公序良俗に反し無効と考えます。

- ・しかも本件でも明示の同意は存しないし、利息制限法により法律上有効な債務は消滅しています。保険請求の基礎はありません。
- ・ところがアイフルは遺族たる原告に自殺した母の死亡診断書を送付して保険金請求に協力するように要請をしました。借金で母が自殺に追いやられたのに、貸金業者の債権回収（しかも債権はない）に協力させられようとしたのです。
- ・このようなアイフルの保険金請求のための死亡診断書要求行為により原告は精神的苦痛を受けましたのでアイフルに対し慰謝料300万円を求めるとともに保険金請求権が存しないことの確認を求めて裁判をすることにしました。
- ・この訴訟を通じて、消費者信用団体生命保険の実態・とりわけ自殺が原因となる保険金支払の割合や、利息制限法によれば返済をする必要のないはずの保険金が「過払」されている実態、利用者が知らない間に生命保険に加入させられている実態を明らかにし、高金利融資が多重債務者を自殺に追い込みながら貸金業者は債権が回収できる、命まで担保にして利息制限法違反の高利を得ているという現状を多くの人に知ってもらいたいと願っています。
- ・なお保険会社においては、消費者金融からの利息制限法をこえる利息の收受を前提とした保険請求にこれまで漫然と応じてきたものと思われる。「不払い」が昨今問題となるが、消費者金融には保険金を「過払」をしていたと推測される。これを調査の上「過払」分の返還を求めるべきではないかと考える。

- 連絡先                    事務局長 辰巳裕規        078-371-0171
- 実施機関                アイフル被害対策全国会議

文責 「アイフル被害対策全国会議」事務局 辰巳 裕規